平成２１年（フ）第７１２９号
大阪府枚方市三栗２丁目10番12―1103号
債務者　稲垣あすか
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５１号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番19―705号
債務者　堤　　康雄
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６５号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番１―205号
債務者　柳野　忠昭
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１７６号
大阪府交野市幾野２丁目５番３―106号
債務者　北原　佳枝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９０号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番８―503号
債務者　島田　弘志
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９２号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―815号
債務者　長谷川芳一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９８号
住民票上の住所大阪市東淀川区相川３丁目11番24号北さくら園308号
債務者　植田なおみ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１１号
大阪市生野区巽西１丁目１番18―510号
債務者　石田久美子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０号
福岡県みやま市高田町黒崎開1622番地
債務者　前原久美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３１３号
沖縄県浦添市前田４丁目１番19―302号
コーポ前田
債務者　喜納　兼紀
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１０２５号
北九州市門司区清滝５丁目４番19―608号
債務者　井上　健一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１０号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目25番３号
債務者　清水　民夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
仙台市若林区六丁の目南町８番10―506号
債務者　石田　賢治
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５８号
仙台市泉区館１丁目９番地の１
債務者　甲田　信也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０８号
仙台市青葉区柏木２丁目２番26―203号
債務者　小齋　弘枝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２５号
宮城県塩竈市青葉ケ丘10番５号
債務者　影山久志美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５８号
仙台市太白区富沢南１丁目14番地の12　ファミーユ富沢201、住民票上の住所仙台市若林区文化町２番12号　第２協栄荘102
債務者　庄子　恒幸
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２１号
仙台市太白区郡山８丁目１番30号
債務者　庄子　美香（旧姓高砂）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係